

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認することとしている。

評価実施機関名

広島県廿日市市長

公表日

令和6年7月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>市区町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の権利を保障するためには、市区町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。))に基づき、作成されるものであり、市区町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市区町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を国・都道府県と共同して構築している。</p> <p>市区町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1)個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 (2)転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 (3)住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 (4)転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市区町村に対する通知 (5)本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 (6)住民票を消除した又は住民票を改製した際に消除した住民票又は改製前の住民票(以下「除票」という。)を除票簿として保存 (7)除票に記載されている者の請求による除票の写し等の交付 (8)住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 (9)地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 (10)住民からの請求に基づく住民票コードの変更 (11)個人番号の指定及び通知、個人番号カードの交付 (12)個人番号カード等を用いた本人確認 (13)サービス検索・電子申請機能のお知らせ機能での通知</p> <p>なお、(11)の「個人番号の指定及び通知、個人番号カードの交付」に係る事務のうち、個人番号の通知、交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(以下、番号省令)第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて機構が行うこととされていることから、機構に対する情報の提供を含めて、特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	住民記録システム 住民基本台帳ネットワークシステム 中間サーバー コンビニ交付システム 団体内統合宛名システム EUCシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民記録関係ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル (4)団体内統合宛名関係ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>(2)住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13、第30条の14(住基ネットの条例利用)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> </div> </div>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>(1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条第2号ニ、第2条第8号ハ、第2条第14号ニ、第2条第15号ニ、第2条第21号ニ、第2条第22号口、第3条第9号ハ、第3条第15号ニ、第3条第16号ニ、第3条第22号口、第4条第2号ニ、第6条第6号口、第6条第11号ハ、第6条第12号ハ、第6条第20号、第6条第21号口、第7条第1号口、第7条第2号ハ、第7条第3号ハ、第7条第4号口、第7条第5号口、第8条第1号ホ、第8条第2号ホ、第8条第4号、第10条第1号ハ、第10条第3号ハ、第10条第4号ハ、第10条第6号口、第12条第1号ハ、第12条第2号口、第12条第3号口、第12条第4号ハ、第12条第6号口、第12条第8号ハ、第13条第1号口、第13条第3号ニ、第14条第1号ニ、第14条第2号ニ、第14条第3号ニ、第16条第3号、第20条第4号、第20条第19号口、第22条第1号ヘ、第22条の3第1号ハ、第22条の3第2号口、第22条の3第18号ハ、第22条の4第1項第1号口、第22条の4第1項第2号ホ、第22条の4第2項第1号口、第22条の4第2項第2号ホ、第22条の4第3項第1号口、第22条の4第3項第2号ホ、第22条の4第4項第1号口、第22条の4第4項第2号ホ、第23条第2号ハ、第24条第3号、第24条の2第1号口、第24条の2第6号ハ、第24条の2第14号ニ、第24条の2第15号ニ、第24条の3第3号、第25条第10号ホ、第25条第11号、第25条第12号、第26条の3第1号ハ、第26条の3第2号ハ、第26条第3号ハ、第26条の3第4号ハ、第27条第1号ニ、第27条第2号ニ、第27条第3号ニ、第28条第1号ト、第31条第1号ヘ、第31条第2号ホ、第31条第5号ホ、第31条第6号ヘ、第31条2の2第1号口、第31条2の2第7号ハ、第31条2の2第15号ニ、第31条2の2第16号ニ、第31条の3第3号、第32条第1号ハ、第32条第2号ハ、第33条第5号、第37条第1号ハ、第37条第3号口、第38条第1号口、第39条第4号、第40条第1号ハ、第40条第3号口、第40条第6号ハ、第41条第1号口、第41条第2号口、第43条第1号口、第43条第5号ハ、第43条の3第3号、第43条の4第1号ヘ、第44条の5第3号、第45条第3号、第47条第12号ニ、第47条第13号ニ、第47条第14号ニ、第47条第16号ニ、第47条第26号ニ、第47条第27号ニ、第47条第29号ニ、第47条第31号ニ、第47条第32号ニ、第47条第33号ニ、第47条第34号ニ、第47条第35号ニ、第47条第36号ニ、第47条第37号ニ、第47条第38号ニ、第47条第39号ニ、第47条第40号ニ、第47条第41号ハ、第47条第44号ニ、第47条第45号ニ、第47条第48号ニ、第48条第1号、第49条第1号ハ、第49条第3号ハ、第49条の2第3号、第53条第1号カ、第53条第2号ト、第53条第4号ヘ、第53条第6号ハ、第54条第2号口、第55条第1号ハ、第55条第6号口、第55条第7号口、第55条第9号口、第55条第10号口、第55条第11号口、第56条第2号、第57条第2号、第58条第1号ハ、第58条第2号ハ、第59条第2号、第59条の2の2第1号ハ、第59条の2の2第7号ハ、第59条2の3第3号、第59条の3第1号ホ、第59条の3第2号ホ、第59条の3第4号</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>生活環境部市民課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>市民課長</p>

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	生活環境部市民課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	廿日市市生活環境部市民課 738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9135

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月30日	平成29年7月1日	事後	
平成29年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月30日	平成29年7月1日	事後	
平成30年1月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	既存住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 中間サーバー 団体内統合宛名システム 証明書自動交付機システム	既存住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 中間サーバー 団体内統合宛名システム 証明書自動交付機システム コンビニ交付システム	事前	コンビニ交付導入に伴い見直しが必要であるため
平成30年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	既存住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 中間サーバー 団体内統合宛名システム 証明書自動交付機システム コンビニ交付システム	既存住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 中間サーバー 団体内統合宛名システム コンビニ交付システム	事後	証明書自動交付機システム廃止のため
平成31年4月1日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署②所属長の役名	市民課長 二階堂 朋子	市民課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策		新規項目	事後	
令和1年11月5日	I-3法令上の根拠	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) (略) (2) 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年法律第81号) (平成25年法律第28号施行時点) (略)	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) (略) (2) 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年法律第81号) (略)	事後	番号整備法(平成25年法律第28号)施行に伴う変更
令和1年11月5日	I-4-②	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	事前	令和元年11月5日施行予定(旧氏対応)
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年7月31日	I-4-②	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	法令改正等のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月31日	I-4-②	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 第1条第2項ハ、第2条第3項ロ、第2条第6項ハ、第2条第7項ロ、第2条第12項ハ、第3条第3項ロ、第3条第7項ハ、第3条第8項ロ、第4条第2項ハ、第6条第2項ロ、第6条第6項ロ、第6条第7項、第7条第1項ロ、第7条第2項ロ、第8条第1項ハ、第8条第2項ハ、第8条第3項、第8条第4項、第8条第5項、第10条第1項ロ、第10条第2項、第10条第3項、第12条第1項ヌ、第12条第2項ハ、第12条第3項ヌ、第13条第1項ロ、第13条第2項ロ、第14条、第15条、第16条、第20条第8項ロ、第22条第1項ニ、第23条第2項、第24条、第25条第8項ロ、第25条第9項、第25条第10項、第26条第11項、第27条、第28条第1項ホ、第31条第1項ホ、第31条第2項ニ、第31条第5項ホ、第32条第1項ロ、第32条第2項ロ、第33条第4項、第37条第1項ロ、第37条第2項、	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 第1条第2号ハ、第2条第5号ロ、第2条第10号ハ、第2条第11号ハ、第2条第17号ハ、第2条第18号、第3条第6号ロ、第3条第11号ハ、第3条第12号ハ、第4条第2号ハ、第6条第3号、第6条第7号ロ、第6条第8号ロ、第6条第16号、第7条第1号ロ、第7条第2号ハ、第7条第3号ハ、第7条第4号ロ、第7条第5号ロ、第8条第1号ホ、第8条第2号ホ、第8条第4号、第10条第1号ハ、第10条第3号ハ、第10条第4号ハ、第10条第5号ロ、第12条第1号ハ、第12条第2号ロ、第12条第3号ロ、第12条第4号ハ、第12条第6号ロ、第12条第8号ハ、第13条第1号ロ、第13条第2号ニ、第14条第1号ハ、第14条第2号ハ、第14条第3号ニ、第16条第2号、第20条第9号ロ、第22条第1号ニ、第22条の3第4号ロ、第22条の3第5号ロ、第22条の3第6号、第22条の4第1項第1号、第22条の4第1項第2号ニ、第22条の4第2項第1号、第22条の4第2項第2号ホ、第22条の4第3項第1号、第22条の4第3項第2号ホ、第23条第3号、第24条第3号、第24条の2第4号ロ、第24条の2第8号ハ、第24条の2第10号、第24条の3第2号、第25条第8号ニ、第25条第9号、第26条第10号、第26条の3第1号ロ、第26条の3第3号ロ、第27条第1号イ、第27条第2号イ、第27条第3号ニ、第28条第1号ホ、第31条第1号ホ、第31条第2号ニ、第31条第5号ホ、第32条第6号ホ、第31条の2第5号ロ、第31条の2第9号ハ、第31条の2第10号ハ、第31条の2第11号、第31条の3第2号、第32条第1号ハ、第32条第2号ハ、第33条第5号、第37条第1号ロ、第37条第2号イ、	事後	法令改正等のため
令和2年4月1日	I-4-②	第38条第1項ロ、第39条第3項、第41条、第43条第1項ロ、第45条、第47条第2項ハ、第47条第3項ハ、第47条第4項ハ、第47条第5項ハ、第47条第6項ハ、第47条第7項ハ、第47条第10項ハ、第47条第11項ハ、第48条、第50条第1項、第50条第2項ロ、第50条第3項ロ、第50条第4項ロ、第50条第5項ロ、第51条第2項、第51条第3項、第51条第4項ロ、第51条第5項、第51条第6項、第51条第8項、第51条第9項、第51条第10項、第51条第11項、第51条第12項、第53条第2項ニ、第51条第3項ニ、第53条第4項イ、第55条第2項ハ、第55条第3項ニ、第55条第4項ニ、第56条、第57条、第58条第1項ロ、第58条第2項ロ、第59条第2項	第38条第1号ロ、第39条第4号、第40条第1号ロ、第40条第2号、第41条第1号、第41条第2号、第43条第1項ロ、第43条第5号ハ、第43条の3第2号、第43条の4第1号ニ、第44条の2第2号、第45条第2号、第47条第2号ニ、第47条第3号ニ、第47条第4号ニ、第47条第5号ニ、第47条第6号ニ、第47条第7号ニ、第47条第8号ニ、第47条第9号ニ、第47条第10号ニ、第47条第11号ニ、第47条第12号ニ、第47条第13号ニ、第47条第14号ニ、第47条第15号ニ、第47条第16号ニ、第47条第16号ニ、第47条第17号ハ、第47条第18号ニ、第47条第19号ニ、第47条第22号ニ、第47条第23号ニ、第48条、第49条第1号ロ、第49条第3号ロ、第49条の2第2号、第53条第1号ワ、第53条第2号ハ、第53条第3号ホ、第53条第5号ハ、第54条第2号、第55条第1号ハ、第55条第6号ロ、第55条第10号ロ、第55条第11号ロ、第56条、第57条、第58条第1号ロ、第58条第2号ロ、第59条第2号、第59条の2の2第1号ハ、第59条の2の3第2号、第59条の3第1号ホ、第59条の3第2号ホ	事後	法令改正等のため
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I-4-②	(1)番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	(1)番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	法改正のため
令和4年4月1日	I-5-①	自治振興部市民課	生活環境部市民課	事前	組織改編のため
令和4年4月1日	I-7請求先	自治振興部市民課	生活環境部市民課	事前	組織改編のため
令和4年4月1日	I-8連絡先	廿日市市自治振興部市民課	廿日市市生活環境部市民課	事前	組織改編のため
令和4年4月1日	I-4-②	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	法改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I-4-②	(情報提供の根拠) 第1条第2号ハ、第2条第5号ロ、第2条第10号ハ、第2条第11号ハ、第2条第17号ハ、第2条第18号、第3条第6号ロ、第3条第11号ハ、第3条第12号ハ、第4条第2号ハ、第6条第3号、第6条第7号ロ、第6条第8号ロ、第6条第16号、第7条第1号ロ、第7条第2号ハ、第7条第3号ハ、第7条第4号ロ、第7条第5号ロ、第8条第1号ホ、第8条第2号ホ、第8条第4号、第10条第1号ハ、第10条第3号ハ、第10条第4号ハ、第10条第5号ロ、第12条第1号ハ、第12条第2号ロ、第12条第3号ロ、第12条第4号ハ、第12条第6号ロ、第12条第8号ハ、第13条第1号ロ、第13条第2号二、第14条第1号ハ、第14条第2号ハ、第14条第3号二、第16条第2号、第20条第9号ロ、第22条第1号二、第22条の3第4号ロ、第22条の3第5号ロ、第22条の3第6号、第22条の4第1項第1号、第22条の4第1項第2号二、第22条の4第2項第1号、第22条の4第2項第2号ホ、第22条の4第3項第1号、第22条の4第3項第2号ホ、第23条第3号、第24条第3号、第24条の2第4号ロ、第24条の2第8号ハ、第24条の2第10号、第24条の3第2号、第25条第8号二、第25条第9号、第25条第10号、第26条の3第1号ロ、第26条の3第3号ロ、第27条第1号イ、第27条第2号イ、第27条第3号二、第28条第1号ホ、第31条第1号ホ、第31条第2号二、第31条第5号ホ、第32条第6号ホ、第31条の2第5号ロ、第31条の2第9号ハ、第31条の2第10号ハ、第31条の2第11号、	(情報提供の根拠) 第1条第2号ハ、第2条第5号ロ、第2条第10号ハ、第2条第11号ハ、第2条第17号ハ、第2条第18号、第3条第6号ロ、第3条第11号ハ、第3条第12号ハ、第4条第2号ハ、第6条第3号、第6条第7号ロ、第6条第8号ロ、第6条第16号、第7条第1号ロ、第7条第2号ハ、第7条第3号ハ、第7条第4号ロ、第7条第5号ロ、第8条第1号ホ、第8条第2号ホ、第8条第4号、第10条第1号ハ、第10条第3号ハ、第10条第4号ハ、第10条第5号ロ、第12条第1号ハ、第12条第2号ロ、第12条第3号ロ、第12条第4号ハ、第12条第6号ロ、第12条第8号ハ、第13条第1号ロ、第13条第2号二、第14条第1号ハ、第14条第2号ハ、第14条第3号二、第16条第2号、第20条第9号ロ、第22条第1号二、第22条の3第4号ロ、第22条の3第5号ロ、第22条の3第6号、第22条の4第1項第1号、第22条の4第1項第2号二、第22条の4第2項第1号、第22条の4第2項第2号ホ、第22条の4第3項第1号、第22条の4第3項第2号ホ、第23条第3号、第24条第3号、第24条の2第4号ロ、第24条の2第8号ハ、第24条の2第10号、第24条の3第2号、第25条第8号二、第25条第9号、第25条第10号、第26条の3第1号ロ、第26条の3第3号ロ、第27条第1号イ、第27条第2号イ、第27条第3号二、第28条第1号ホ、第28条第2号、第28条第3号、第28条第4号、第28条第5号、第28条第6号、第28条第7号、第28条第8号、第28条第9号、第28条第10号、第31条第1号ホ、第31条第2号二、第31条第5号ホ、第31条の2第1号、第31条の2第6号ロ、第31条の2第9号ハ、第31条の2第10号ハ、第31条の2第11号、	事後	法改正のため
令和4年4月1日	I-4-②	第31条の3第2号、第32条第1号ハ、第32条第2号ハ、第33条第5号、第37条第1号ロ、第37条第2号イ、第38条第1号ロ、第39条第4号、第40条第1号ロ、第40条第2号、第41条第1号、第41条第2号、第43条第1項ロ、第43条第5号ハ、第43条の3第2号、第43条の4第1号二、第44条の2第2号、第45条第2号、第47条第2号二、第47条第3号二、第47条第4号二、第47条第5号二、第47条第6号二、第47条第7号二、第47条第8号二、第47条第9号二、第47条第10号二、第47条第11号二、第47条第12号二、第47条第13号二、第47条第14号二、第47条第15号二、第47条第16号二、第47条第17号ハ、第47条第18号二、第47条第19号二、第47条第22号二、第47条第23号二、第48条、第49条第1号ロ、第49条第3号ロ、第49条の2第2号、第53条第1号ワ、第53条第2号ハ、第53条第3号ホ、第53条第5号ハ、第54条第2号、第55条第1号ハ、第55条第6号ロ、第55条第10号ロ、第55条第11号ロ、第56条、第57条、第58条第1号ロ、第58条第2号ロ、第59条第2号、第59条の2の2第1号ハ、第59条の2の3第2号、第59条の3第1号ホ、第59条の3第2号ホ	第31条の3第2号、第32条第1号ハ、第32条第2号ハ、第33条第5号、第37条第1号ロ、第37条第2号イ、第38条第1号ロ、第39条第4号、第40条第1号ロ、第40条第2号、第40条第3号、第41条第1号、第41条第2号、第43条第1号ロ、第43条第5号ハ、第43条の3第2号、第43条の4第1号二、第43条の4第2号、第44条の3第2号、第45条第2号、第47条第2号二、第47条第3号二、第47条第4号二、第47条第5号二、第47条第6号二、第47条第7号二、第47条第8号二、第47条第9号二、第47条第10号二、第47条第11号二、第47条第12号二、第47条第13号二、第47条第14号二、第47条第15号二、第47条第16号二、第47条第17号二、第47条第18号二、第47条第19号二、第47条第20号二、第47条第21号二、第47条第24号二、第48条、第49条第1号ロ、第49条第3号ロ、第49条の2第2号、第53条第1号ワ、第53条第2号ハ、第53条第3号ホ、第53条第5号ハ、第54条第2号、第55条第1号ハ、第55条第6号ロ、第55条第10号ロ、第55条第11号ロ、第56条、第57条、第58条第1号ロ、第58条第2号ロ、第59条の2の2第1号ハ、第59条の2の2第2号、第59条の2の2第3号、第59条の2の2第4号第59条の2の2第5号、第59条の2の2第6号ハ、第59条の2の2第7号、第59条の2の2第8号、第59条の2の2第9号、第59条の2の2第10号、第59条の2の2第11号、第59条の2の3第2号、第59条の3第1号ホ、第59条の3第2号ホ、第59条の3第4号	事後	法改正のため
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和6年7月5日	個人のプライバシー等の権利利益の保護宣言	廿日市市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	廿日市市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月5日	I 関連情報－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	<p>市区町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の権利を保障するためには、市区町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市区町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市区町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を国・都道府県と共同して構築している。</p> <p>市区町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成</p> <p>②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正</p> <p>③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置</p> <p>④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市区町村に対する通知</p> <p>⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付</p> <p>⑥住民票を削除した又は住民票を改製した際に削除した住民票又は改製前の住民票(以下「除票」という。)を除票簿として保存</p> <p>⑦除票に記載されている者の請求による除票</p>	<p>市区町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の権利を保障するためには、市区町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市区町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一に行うものであり、市区町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を国・都道府県と共同して構築している。</p> <p>市区町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1)個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成</p> <p>(2)転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正</p> <p>(3)住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置</p> <p>(4)転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市区町村に対する通知</p> <p>(5)本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付</p> <p>(6)住民票を削除した又は住民票を改製した際に削除した住民票又は改製前の住民票(以下「除票」という。)を除票簿として保存</p> <p>(7)除票に記載されている者の請求による除票</p>	事前	
令和6年7月5日	I 関連情報－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	<p>既存住民基本台帳システム</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>中間サーバー</p> <p>団体内統合宛名システム</p> <p>コンビニ交付システム</p>	<p>住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>中間サーバー</p> <p>コンビニ交付システム</p> <p>団体内統合宛名システム</p> <p>EUCシステム</p>	事前	
令和6年7月5日	I-2. 特定個人情報ファイル名	<p>(1) 住民基本台帳ファイル</p> <p>(2) 本人確認情報ファイル</p> <p>(3) 送付先情報ファイル</p>	<p>(1) 住民記録関係ファイル</p> <p>(2) 本人確認情報ファイル</p> <p>(3) 送付先情報ファイル</p> <p>(4) 団体内統合宛名関係ファイル</p>	事前	
令和6年7月5日	I-3. 個人情報の利用－法律上の根拠	<p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第7条(指定及び通知) 第16条(本人確認の措置) 第17条(個人番号カードの交付等) <p>(2) 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第5条(住民基本台帳の備付け) 第6条(住民基本台帳の作成) 第7条(住民票の記載事項) 第8条(住民票の記載等) 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) 第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 第22条(転入届) 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 	<p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第7条(指定及び通知) 第16条(本人確認の措置) 第17条(個人番号カードの交付等) <p>(2) 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第5条(住民基本台帳の備付け) 第6条(住民基本台帳の作成) 第7条(住民票の記載事項) 第8条(住民票の記載等) 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) 第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 第22条(転入届) 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の13、第30条の14(住基ネットの条例利用) 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月5日	I-4-③	第31条の3第2号、第32条第1号ハ、第32条第2号ハ、第33条第5号、第37条第1号ロ、第37条第2号イ、第38条第1号ロ、第39条第4号、第40条第1号ロ、第40条第2号、第40条第3号、第41条第1号、第41条第2号、第43条第1号ロ、第43条第5号ハ、第43条の3第2号、第43条の4第1号二、第43条の4第2号、第44条の3第2号、第45条第2号、第47条第2号二、第47条第3号二、第47条第4号二、第47条第5号二、第47条第6号二、第47条第7号二、第47条第8号二、第47条第9号二、第47条第10号二、第47条第11号二、第47条第12号二、第47条第13号二、第47条第14号二、第47条第15号二、第47条第16号二、第47条第17号二、第47条第18号二、第47条第19号ハ、第47条第20号二、第47条第21号二、第47条第24号二、第48条、第49条第1号ロ、第49条第3号ロ、第49条の2第2号、第53条第1号ワ、第53条第2号ヘ、第53条第3号ホ、第53条第5号ハ、第54条第2号、第55条第1号ハ、第55条第6号ロ、第55条第7号ロ、第55条第9号ロ、第55条第10号ロ、第55条第11号ロ、第56条、第57条、第58条第1号ハ、第58条第2号ハ、第59条第2号、第59条の2の2第1号ハ、第59条の2の2第2号、第59条の2の2第3号、第59条の2の2第4号第59条の2の2第5号、第59条の2の2第6号ハ、第59条の2の2第7号、第59条の2の2第8号、第59条の2の2第9号、第59条の2の2第10号、第59条の2の2第11号、第59条の2の3第2号、第59条の3第1号ホ、第59条の3第2号ホ、第59条の3第4号	第1条第2号二、第2条第5号ハ、第2条第14号二、第2条第15号二、第2条第21号二、第2条第22号ロ、第3条第9号ハ、第3条第15号二、第3条第16号二、第3条第22号ロ、第4条第2号二、第6条第6号ロ、第6条第11号ハ、第6条第12号ハ、第6条第20号、第6条第21号ロ、第7条第1号ロ、第7条第2号ハ、第7条第3号ハ、第7条第4号ロ、第7条第5号ロ、第8条第1号ホ、第8条第2号ホ、第8条第4号、第10条第1号ハ、第10条第3号ハ、第10条第4号ハ、第10条第6号ロ、第12条第1号ハ、第12条第2号ロ、第12条第3号ロ、第12条第4号ハ、第12条第6号ロ、第12条第8号ハ、第13条第1号ロ、第13条第3号二、第14条第1号二、第14条第2号二、第14条第3号二、第16条第3号、第20条第4号、第20条第19号ロ、第22条第1号ヘ、第22条の3第1号ハ、第22条の3第2号ロ、第22条の3第18号ハ、第22条の4第1項第1号ロ、第22条の4第1項第2号ホ、第22条の4第2項第1号ロ、第22条の4第2項第2号ホ、第22条の4第3項第1号ロ、第22条の4第3項第2号ホ、第22条の4第4項第1号ロ、第22条の4第4項第2号ホ、第23条第2号ハ、第24条第3号、第24条の2第1号ロ、第24条の2第6号ハ、第24条の2第14号二、第24条の2第15号二、第24条の3第3号、第25条第10号ホ、第25条第11号、第25条第12号、第26条の3第1号ハ、第26条の3第2号ハ、第26条第3号ハ、第26条の3第4号ハ、第27条第1号二、第27条第2号二、第27条第3号二、第28条第1号ト、第31条第1号ヘ、第31条第2号ホ、第31条第5号ホ、第31条第6号ヘ、第31条第2の2第1号ロ、第31条第2の2第7号ハ、第31条第2の2第15号二、第31条第2の2第16号二、第31条の3第3号、第32条第1号ハ、第32条第2号ハ、第33条第5号、第37条第1号ハ、第37条第2号ロ、第38条第1号ロ、第39条第4号	事前	
令和6年7月5日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年7月5日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	